

伴い、育児、介護、障害、貧困等、同時に直面する世帯や、一つの世帯の中で複合化・複雑化した課題を有する等、地域住民が抱える福祉ニーズが多様化しており、地域福祉の再構築が大きな課題となっている。

こうした状況に対応するためには、前述の「地域力強化検討会中間とりまとめ」にあるとおり、地域住民が他人事を「我が事」として感じ、地域で「丸ごと」受け止める機能が求められている。また、社会福祉法人制度改革においても、社会福祉協議会を含む社会福祉法人は、公益性の高い組織として、地域ニーズを的確に把握し、これらのニーズに対応した多様な取組の実施が求められている。

各自治体におかれては、今後とも社会福祉協議会との連携により、住民が住み慣れた地域で安心して生活することができるために、一層の地域福祉の推進及び積極的な地域づくりへの取り組みをお願いしたい。

さらに、昨年は、熊本地震、台風 10 号による記録的な豪雨などの自然災害発生時に、多くの方々が災害ボランティアとして被災地に駆けつけ、被災された方々の生活再建に向けた様々な支援活動をしていただいたが、被災地におけるボランティア活動を円滑に進めるためには、災害ボランティアセンターの役割が非常に重要となることから、災害時における災害ボランティアセンターの運営体制、関係機関との役割分担、情報共有など、センターの設置・運営を担うこととなる社会福祉協議会等とも協議し、災害時の被災者支援が滞ることがなく円滑に進めることができるよう、平時からの事前準備に努められたい。

#### (4) 「日常生活自立支援事業」の平成 29 年度国庫補助算定基準額について

平成 29 年度における「日常生活自立支援事業」の国庫補助基準額については、これまでの激変緩和措置を見直し、利用契約者に応じた事業費等に手厚く財源を振り分けることとし、具体的には、以下のとおりとする。

各自治体におかれては、本事業の実施状況を勘案し、必要な事業費の確保に特段のご配慮を賜りたい。

(参考) 「日常生活自立支援事業」の国庫補助算定基準額 (案)

	国庫補助基準額 (案)
利用契約者 1 人・1 月当たりの算定額	<b>6,600 円</b>

(専門員の人件費等の一部相当)	
生活保護受給者サービス利用料 1 人・ 1 月当たりの算定額 (生活支援員の人件費等の一部相当)	<b>2,500 円</b>

(5) 被災者に対する見守り等の支援の推進について

ア 東日本大震災関係

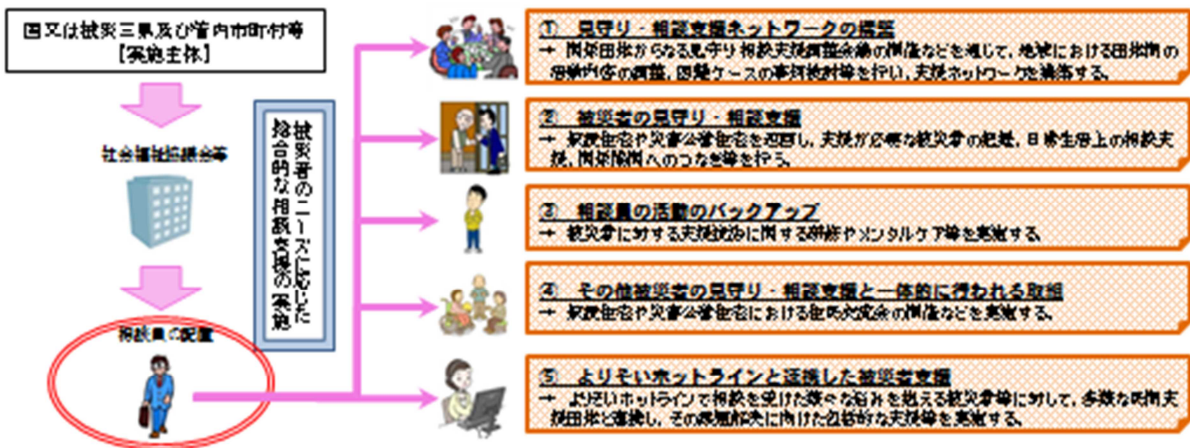
東日本大震災の被災者に対しては、応急仮設住宅における避難生活の長期化等の状況を踏まえると、被災者の見守りやコミュニティ形成等に係る支援は引き続き重要であることから、平成 28 年度と同様に復興庁所管の「被災者健康・生活支援総合交付金」のメニュー事業の中の「被災者見守り・相談支援事業」として位置づけ継続的に支援していくこととしている。

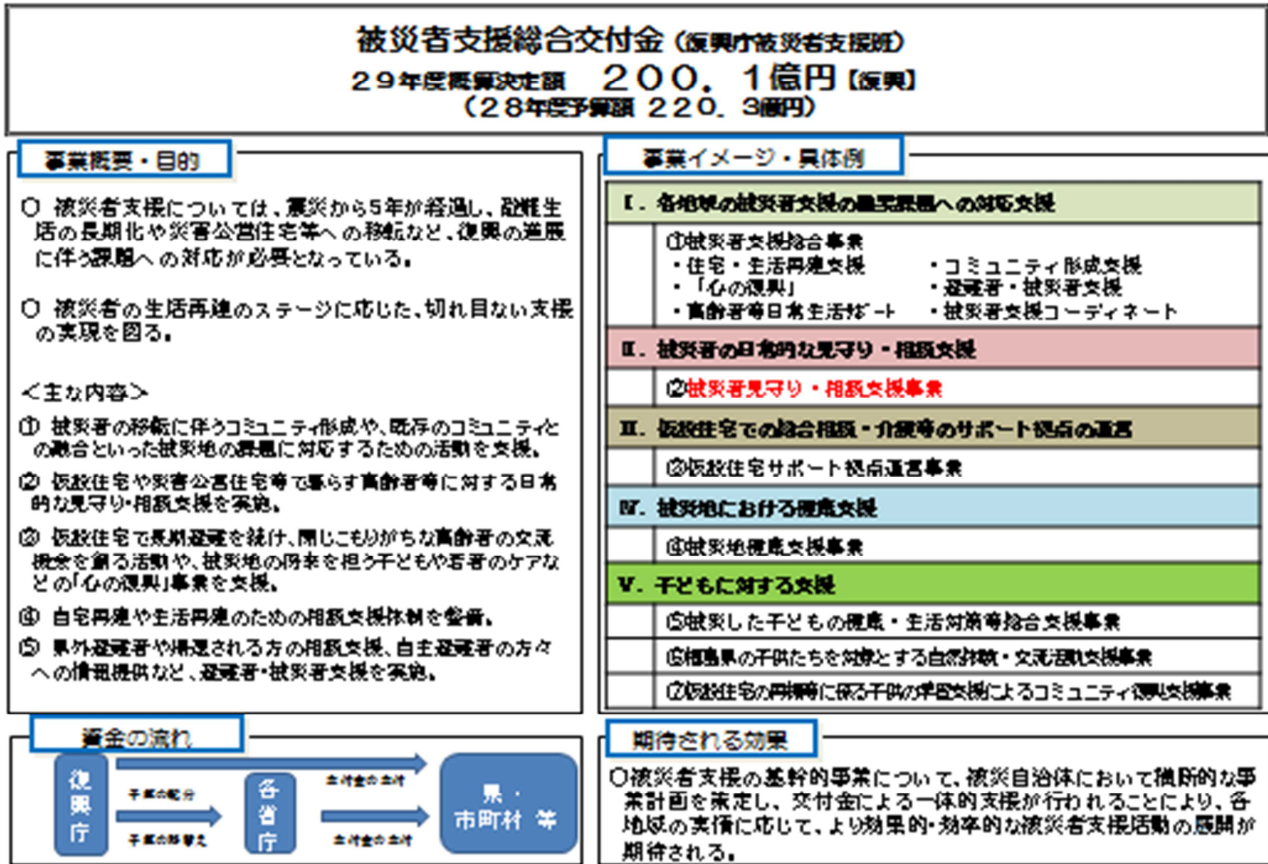
(参考) 東日本大震災における「被災者見守り・相談支援事業」の概要

**被災者見守り・相談支援事業【復興特会】**

平成29年度予算(空)：200億円の内数  
(平成28年度予算：220億円の内数)

- 仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、被災者がそれぞれの地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会等に相談員を配置し、以下のような取組を総合的に行う。
- ① 「被災者見守り・相談支援調整会議」の開催などを通じた地域における見守り・相談支援ネットワークの構築
- ② 相談員による仮設住宅や災害公営住宅等の巡回などを通じた被災者の見守り・相談支援
- ③ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ
- ④ その他被災者の自立した日常生活を支援するため、被災者の見守り・相談支援に付随して行う取組
- ⑤ 全国を対象に実施している電話相談事業(「よりそいホットライン」)で相談を受けた、様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その具体的な課題の解決に向け、包括的な支援を実施





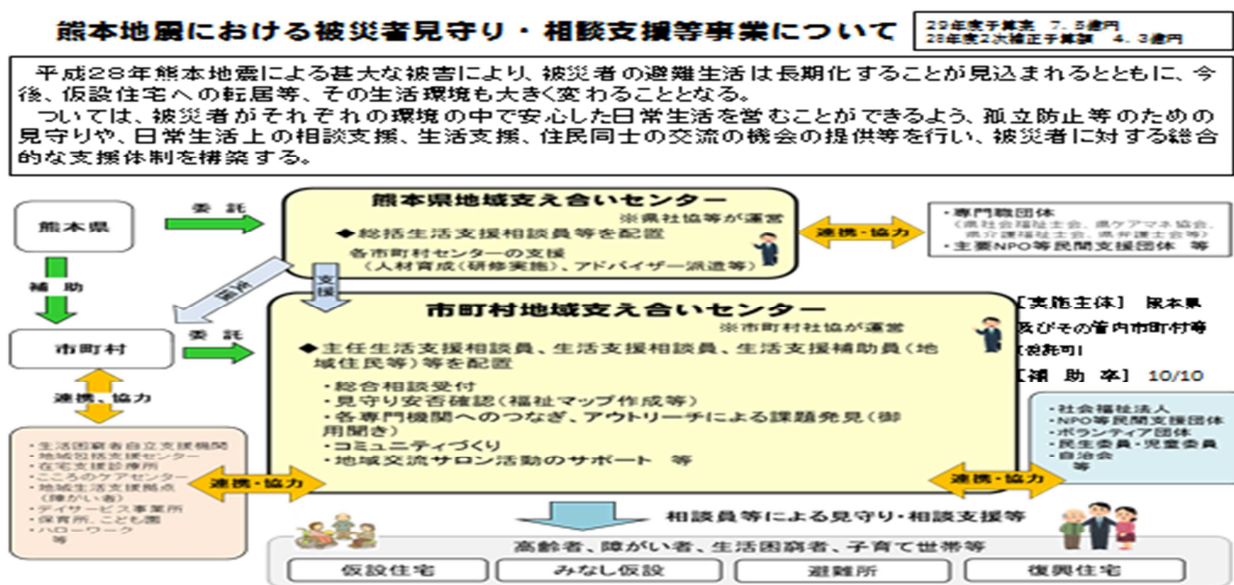
イ 熊本地震関係

昨年4月に発生した熊本地震による被災者については、応急仮設住宅への転居が終了し、本格的な生活再建に向けた一歩を歩み始めた一方、これまでとは大きく変わる生活を余儀なくされることとなるため、平成28年度第2次補正予算により、応急仮設住宅等における孤立防止のための見守りや日常生活上の相談支援等を行う「被災者見守り・相談支援等事業」を創設したところである。

具体的には、熊本県及び県内15の市町村が「地域支え合いセンター」を設置し、関係機関との連携を図りながら被災者に対するきめ細かい対応を実施しており、平成29年度予算（案）においても、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」のメニュー（被災者見守り・相談支援等事業）として7.5億円を計上している。

関係自治体におかれては、被災者の方々の抱える課題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、避難生活にあっても安心した生活が確保されるよう、本事業の推進に努めるとともに、効率的な事業実施が可能となるよう、関連施策とも密接な連携・役割分担を図りつつ、総合的な被災者支援体制の構築に向けた取組を進めていただきたい。

(参考) 熊本地震における「被災者見守り・相談支援等事業」の概要



(6) ひきこもり対策について

ア ひきこもり対策推進事業について

平成 21 年度からひきこもりに特化した専門的な第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」（以下「センター」という。）を各都道府県、指定都市に整備を進めてきたが、平成 28 年度末では、68 か所（64 自治体（予定含む））となり、約 9 割の都道府県、指定都市に設置されるに至った。

今後、未設置自治体においては、センターの早期設置の検討をお願いするとともに、既設置自治体においても、センターの専門性の向上を図る等、ひきこもり対策のより一層の取組みをお願いする。

また、ひきこもりの相談については、これまで、センターを中心に対応してきたが、平成 25 年度より、本人や家族に対する早期対応を目的に、住み慣れた身近な地域において継続的な訪問支援を行う「ひきこもりサポーター」（ひきこもりを抱える家族等の当事者（ピアサポート）等含む）を養成し、派遣する事業を併せて推進していることから、ひきこもりサポーター養成研修事業及び派遣事業についても、積極的に取り組まれるようお願いする。

さらに、当事業は、社会福祉法人、NPO 法人等に運営委託を可能としていることから、民間の柔軟で多様な取組を活用する等、効果的な実施を併せてお願いする。

## イ 生活困窮者自立支援制度との連携について

ひきこもりの問題については、ひきこもりの状態にある本人（以下「本人」という。）が抱える個別の問題と家族間での先行きが見えない不安や心労、親自身の高齢化といった問題が複合することにより、本人のひきこもり状態の長期化、高年齢化に繋がっていることが考えられる。

生活困窮者自立支援制度については、生活保護受給に至る前の段階にある生活困窮者に対し、その自立に向けた相談支援を行うことと併せて、居住支援や就労支援、家計支援など、生活全般に渡る包括的な支援を行うものであるが、ひきこもりの状態にある者については、既に生活困窮の状態にある場合もあれば、現に生活困窮の状態に至っていないくとも、その生活状況故に、将来的に生活困窮に陥るリスクの高い者も含まれる。

については、各自治体において生活困窮者自立支援制度とセンターとの連携を図っていただくとともに、地域の社会資源との密接な連携・協力を行い、積極的なネットワークの構築をお願いする。

また、ひきこもりの問題は、一言で言えば人と社会、人と人との関係性が根底にあり、専門機関や専門職のみの力では解決出来ないものであるため、本人や家族からの傾聴や地域での見守り等、地域の協力も必要不可欠であることから、ひきこもりという状態に関して、現場での多くの経験を有し、全国的な当事者団体である「KHJ 全国ひきこもり家族会連合会」（地域ごとの支部を含む。）等とも連携、協力していただくようお願いする。

※平成 28 年 6 月 30 日付け社援地発 0630 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度とひきこもり地域支援センター等との連携について」

## (7) 寄り添い型相談支援事業について

本事業は、生活上や自殺の悩み、DV被害など、様々な困難に直面する方を対象に、24 時間 365 日、無料で電話相談に応じるとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援などを行い、具体的な問題解決につなげることを目的とした事業である。

平成 28 年度は、一般社団法人社会的包摂サポートセンターを実施者に選定し、

「よりそいホットライン」として事業を実施しているところであるが、平成 29 年度予算案においても本事業の実施に必要な予算を計上しているところであり、事業実施者については、改めて公募・選定する予定であるので、ご承知おきいただきたい。

なお、本事業による相談者の状況をみると、職を有していない者等、生活困窮者自立支援制度の対象者とも重複する部分があることから、各自治体におかれては、本事業と生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業との連携が確保されるよう、特段のご配慮をいただきたい。

※ 平成 27 年 3 月 27 日付け社援地発 0327 第 14 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」

平成 27 年 6 月 3 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「生活困窮者自立支援制度と寄り添い型相談支援事業との連携の推進について」

#### (8) 孤立死防止対策の推進について

孤立死の問題については、地域住民が互いに支え合ういわゆる地域力の低下や生活困窮者の情報が行政機関に提供されにくいことなど様々な要因があることから、平成 24 年度に、

- ① 生活困窮者の情報の一元化や関係者間の連携強化
- ② 民間事業者等と連携する上で課題となる個人情報取り扱いにつき、個人情報保護の適用外となる場合の理解促進（電気・ガス事業者を所管する資源エネルギー庁や、個人情報保護法を所管する消費者庁と連携し再周知）
- ③ 地域の見守り等の取組みの先進事例の紹介や関係補助金の優先採択
- ④ 住宅供給事業者等と自治体との連携推進

などを盛り込んだ総合的な通知を発出し、地域における取組をお願いしてきたところである。

平成 29 年度以降においても、各自治体におかれては、地域住民相互支え合いによる共助の取り組みの活性化を図ること等を目的とした「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」などを活用しつつ、引き続き孤立死防止対策の推進をお願いしたい。

## 2 矯正施設退所者の地域生活定着支援について（総務課）

刑又は保護処分の執行のため矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院）に収容されている人のうち、高齢又は障害のため釈放後直ちに福祉的支援を受ける必要があるが釈放後の行き場のない人等に対する支援事業として、平成 21 年度に「地域生活定着支援事業（※現在は地域生活定着促進事業）」が開始された。本事業では、各都道府県の地域生活定着支援センターが、矯正施設収容中から、矯正施設や保護観察所、既存の福祉関係者と連携して、既存の福祉的支援を受けられるよう取り組んでいただいている。

本事業の取組み状況については、平成 25～27 年度を見ると、各都道府県の取扱件数に大きな差異が見られることもあり、平成 29 年度においても、基本的に平成 28 年度予算と同様の考え方にに基づき、①定額補助を行いつつ、②傾斜配分について、コーディネート及びフォローアップの実績に応じたものとする予定である。

そもそも、犯歴の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人に対しては、その真意に沿って、地域において福祉的支援が受けられる環境を整備することが必要であり、既存の福祉的支援との連携強化を進めることが重要であると考えている。

そのため、各都道府県においては、事業を効率的・重点的に実施する観点から、事業の内容や規模を精査し、適切な業務量を確保していただくとともに、既存の福祉的支援との一体的実施や円滑な移行が行われるよう努めるなど、地域の総合力を生かした事業実施をお願いしたい。

### （参考）平成 29 年度（案）の概要

- 「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」のメニュー事業として実施
- ・実施主体：都道府県（社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可）
- ・補助率：定額補助（補助基準額の 3 / 4 相当額を基本とする）
- ・補助基準額：2,500万円（業務量に応じた傾斜配分あり）